

仕 様 書

1 委託業務名

令和7年国勢調査用品の保管、仕分け及び配送その他業務

2 履行期間

契約締結の日から令和7年9月30日まで

3 業務内容

(1) 令和7年国勢調査用品の確認、受領及び保管

受注者は、総務省等から送付される別紙1の令和7年国勢調査用品(以下「用品」という。)を、受注者施設において数量を確認の上受領し、受注者施設に搬入・保管し、本市の確認を受ける。用品の到着は、6月23日～6月30日頃を予定している(総務省等の都合により、変動する可能性あり)。

(2) 用品の仕分け及び配送等

(1)で受領した用品を、以下のアからウの3区分に分けて本市の指定する時期・場所に配送する。仕分けに当たっては、別紙1に示す留意事項に留意すること。

各区分における用品の配送先及び数量については、別途本市よりExcelデータを貸与する。なお、貸与するExcelデータには、配送先となる調査員の氏名、住所等が含まれるため、取扱に当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

ア 到着後速やかに本庁及び各区役所に送付する用品

(ア) 対象用品

用品番号1から4及び用品番号9から12(用品番号9から12については一部のみ)
用品番号6から8(別紙2で指定する調査区番号以降の用品に限る)

(イ) 作業内容

用品番号1から4及び用品番号9から12については、用品を受領後、受領時の梱包状態のまま速やかに本庁及び各区役所へ送付する。

なお、用品番号9から12については、一部を本区分により本庁及び各区役所へ送付し、残部を使用して区分イの作業を行う。本区分により本庁及び各区役所へ送付する数量は、別途本市が指定する。

用品番号6から8については、別紙2で指定する調査区番号を各区役所へ送付する。

また、別紙2で指定する段ボール箱を受注者が準備し、用品と一緒に各区役所へ送付する。

イ 仕分け等を行い各調査員宅に配送する用品

(ア) 対象用品

用品番号5から12(用品番号6から12については、上記ア(ア)で示した数量を除いたもの)

(イ) 作業内容

用品番号11及び12については、各区必要数分に応じて、印刷又はゴム印の押印等に

より、指定箇所市区名等を記入する。

また、各用品を調査区ごとに指定する数量に仕分け、本市の指定する送付書と併せて調査区ごとに梱包を行い、本市の指定する期間（9月2日（火）から9月15日（月）の間で、調査区ごとにいずれかの日又は期間を指定）に各調査員宅（約6,200人）等へ配送する。

ウ 仕分け等作業後の残部等

(ア) 対象用品

用品番号5及び9から12の仕分け後残部、「調査票輸送箱」及び「調査票ケース」

(イ) 作業内容

区分ア及びイに示す作業を行った後、用品番号5及び9から12の残部を本庁及び各区役所へ送付する。

また、総務省から用品が送付される際に、用品番号8及び9の梱包資材として使用されていた「調査票輸送箱」及び「調査票ケース」については、廃棄・流用することなく全て本庁及び各区役所へ送付する。

なお、区分イに示す各調査員宅への配送後に、仕分け誤りが原因で用品の追加送付が必要となった場合には、本区分の用品を使用して、受注者から各調査員宅へ追加で配送を行う。

4 用品の保管・仕分け施設について

用品の保管・仕分けを行う施設は、以下の(1)から(5)に示す条件を満たすこと。

- (1) 用品の保管・仕分けは、広島市役所本庁舎より車で概ね2時間以内で到着できる施設で行い、本市の許可なく施設を変更しないこと。
- (2) 用品の保管・仕分けを複数の施設で行う場合であっても、用品の受領は特定の1施設で行い、本市の許可なく施設を変更しないこと。
- (3) 施設は屋根及び壁により外界から遮断され、火災・浸水等の恐れのない施設で、部外者の立ち入りを一切厳禁し、確実に施錠・管理を行うことができること。
- (4) 異なる調査区や区役所の用品が混在することなく保管、仕分けできるスペースを確保すること。
- (5) 必要に応じて本市職員が施設内に立ち入り、本業務の履行状況について検査を行うことができること。

5 注意事項

- (1) 調査区情報がプレプリントされている用品は、他調査区では使用することができない。また、市区名等を記入する用品についても、記入後は他区役所で使用することができないため、これらの用品の仕分けに当たっては、他調査区又は他区役所のものが混入しないよう十分に注意すること。
- (2) 調査区ごとの用品数を誤らないよう注意すること。仕分け誤りが原因で用品の追加送付が必要となった場合に生じる、送付に必要な経費は受注者の負担とする。
- (3) 用品の仕分け及び配送等を行う調査区数は、公告日時点では10,208調査区（区分アで事前送付するものを含めると10,573調査区）を予定している。今後の状況により10調査区程

- 度変動がありうるが、変動があった場合にも、必要な用品の仕分け及び配送等を行うこと。
- (4) 本業務の実施に当たり、必要となる資材等（配送用箱・ひも・袋・ゴム印等）は受注者で用意すること。
 - (5) 用品の管理に当たっては厳重な注意を行い、折り曲げたり、汚したり、破損しないよう十分に注意すること（特に調査票の取扱いには注意する。）。
 - (6) 受注者は、作業状態を常に的確に把握し、事故等の問題や作業上の疑義が生じた場合には、速やかに政策企画課に報告すること。
 - (7) 広島市委託契約約款に基づき、本業務の一部を第三者に委託する場合は、契約締結後、速やかに書面により本市の承認を得ることとする。ただし、上記3(2)イ(イ)に示す業務のうち、各調査員宅等への配送業務のすべてを再委託することはできない。
 - (8) 本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上決定するものとする。